第

6 3 9 8

뭉



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2020年)令和2年 3月 13日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

ゴルフ会員権の譲渡

Q:ゴルフの会員権を昨年譲渡しました。 確定申告が必要かと思いますが、どのような 取扱いになりますか?

A:次のような取扱いになります。

【解説】

ゴルフ会員権は、特定の会社の株主にならなければ、会員になれない会員権とその他の会員権とに区分されますが、譲渡した場合の所得は、いずれも譲渡所得として総合課税の対象となります。

この場合の所得金額の計算は、その会員権の所有期間に応じて次のようになります。

①所有期間が5年以内のもの(短期譲渡所得)

譲渡収入金額-(取得費+譲渡費用)-50万円(特別控除額(注))=課税される金額

②所有期間が5年を超えるもの(長期譲渡所得)

{譲渡収入金額-(取得費+譲渡費用)-50万円(特別控除額(注))}X1/2=課税される金額

(注)特別控除額は、ゴルフ会員権の譲渡益とそれ以外の総合課税の譲渡益の合計額に対して50万円です。これらの譲渡益の合計額が50万円以下のときはその金額までしか控除できません。また、①と②の両方の譲渡益がある場合には、特別控除額は両方合わせて50万円が限度で、①の譲渡益から先に控除します。

なお、ゴルフ会員権の譲渡により生じた損失は、原則として、給与所得など他の所得と損益通算することはできません。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】







